

## 千葉地方裁判所委員会（第23回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

### 1 日 時

平成20年3月4日（火）午後1時15分から午後3時30分まで

### 2 場 所

千葉地方裁判所大会議

### 3 出席者

#### 【委員】

（1号委員 5人）

小澤正秀（茂原商工会議所）、杉田百合美（浦安市婦人の会）、高田廣（千葉銀行）、  
林陽一（千葉大学）、前田宏子（調停委員）

（2号委員 2人）

生稻めぐみ（弁護士）、大原明保（弁護士）

（3号委員 1人）

森悦子（千葉地検総務部長）

（4号委員 2人）

山崎敏充（千葉地裁所長）、古田浩（千葉地裁刑事部総括判事）

（オブザーバー 4人）

岡田志乃布（千葉地検検事）、山下陽（弁護士）、加藤典克（千葉地裁民事部総括  
主任書記官）、渡會千恵（千葉地裁民事部主任書記官）

#### 【運営委員会構成員】

長谷川誠（千葉地裁民事部総括判事）、柴野正博（千葉地裁民事首席書記官）、赤  
坂清貴（千葉地裁刑事首席書記官）、西澤光男（千葉地裁事務局長）、継田剛史（千  
葉地裁総務課長）、宮澤康弘（千葉地裁総務課課長補佐）

#### 【庶務担当者】

鹿野直人（千葉地裁総務課専門官）

### 4 議 事

(1) 開会のあいさつ

(2) 委員長の選任（互選）【発言要旨は、別紙1のとおり】

【選任された委員長】

山崎敏充（千葉地裁所長）

(3) 新委員長就任あいさつ【あいさつ要旨は、別紙2のとおり】

(4) 報告事項【報告要旨は、別紙3のとおり】

第7回ないし第19回議事概要の公開について

(5) 意見交換【発言要旨は、別紙4のとおり】

テーマ1「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

テーマ3「DV防止法の観点について」

(6) 千葉地方裁判所委員会(第24回)の開催について

ア 意見交換テーマ

【了承事項】

第24回の当委員会における意見交換テーマを「裁判員制度の導入を目前に控えて(仮)」,「医療関係訴訟を中心とした専門訴訟について」とする。

イ 開催期日

【了承事項】

第24回の当委員会の開催日を平成20年9月18日(木)午後1時15分から午後3時30分までとする。

(7) 閉会のあいさつ

5 配布資料

(1) 進行次第

(2) 席図

(3) 千葉地方裁判所委員会委員名簿(平成20年1月26日現在)

(4) 参考資料

ア 第7回裁判員模擬裁判日程表

イ 第7回裁判員模擬裁判資料

ウ 裁判員はどのようにして選任されるか(選任手続のあらまし)

エ 裁判員制度広報結果について

オ 今後の裁判員制度広報について

カ 裁判員制度ミニフォーラム日程

キ DV防止法について

ク 平成19年度DV事件概要

(5) その他

第二期裁判所委員会についてのアンケート調査報告書

以上

(別紙 1)

(2) 委員長の選任

( : 委員 , : 司会 (古田委員))

委員長が決まるまでの間、委員長代理を務めさせてもらうので、よろしくお願ひ申し上げます。規則第6条によると委員長は、委員の互選により選任するとなっており、選任された委員長は、会務を総理し、当委員会を代表することとなるが、委員長を互選するに当たり、何か意見はあるか。

委員長の人選との関連で感想を述べると、昨年8月に委員に選任されたばかりでよくわからないこともあるが、裁判所から任命書と一緒に「千葉地方裁判所委員会について」という御案内の中で、国民のニーズを的確に反映し、地方裁判所の運営に国民の意見等を反映させる仕組みとして、平成15年8月付けで地方裁判所委員会規則に基づいてこの千葉地方裁判所委員会が設置されたことと、委員会の内容というところの説明で、テーマとしては、必ずしも専門的な事項に限らず、例えば、裁判は時間がかかると思いますが、裁判はわかりにくいと思いませんか、裁判所の窓口の在り方についてどう思いませんかといった誰でも常識的な感覚で議論できるような事項とすることを考えていますというような御案内である。ここに、甲府地裁委員会の委員を2期4年間務めた弁護士委員が感想ということで書いたものがあるので、この先この委員会の運営の参考に供する意味で読ませていただくと、「私は、2003年8月から2期4年間、甲府地裁委員を務め、この4年間に開かれた委員会にすべて出席しました。しかし、委員会での発言が、どのように裁判所の運営に反映されたのか、その効果が見えにくく、結果だけでみれば、裁判所が設定した土俵で2時間半の時間を費やしていただいただけという印象も否めないのです。そういう意味で、裁判所の運営に国民の健全な意見を反映させるという設立の趣旨にもっと立ち返らなければいけない。そのために私が考える方策は、次のとおりです。一つ、地裁委員会の委員長は、裁判所長ではなく、市民委員の中から選出されるべきである。二つ、毎回の委員会のテーマは、委員会が決めるべきである。三つ、法曹三者が主導権をとるのではなく、もっと市民委員の意見に耳を傾けるような内容にすべきである。」こういうふう述べておられる。そういうことで、委員長の人選についても従前地裁所長が委員長をしていたが、今回は、市民委員の方に委員長をぜひとも引き受けていただきたいし、それが困難ということであれば、弁護士委員の私が引き受けることとしたい。

市民の意見を反映するというはそのとおりである。そうすると情報が流れるだけではだめで、現実に実現していくということが大事である。そのためには、裁判所も大勢の方が務めている組織であるから、そういう中でリーダーシップを取って引っ張っていくことができる方ではないと困るのではないかと思う。また、外部の委員は、それぞれ専門の仕事を持っており、忙しくて時間もないことから、裁判所のことばかり考えているわけにはいかない。そうすると正にそういう役目として

おられるのが裁判所長ではないかと思われる。結論としては、所長が委員長になることは意味があることである。

民間の我々から見ても裁判員制度は一番関心があり、制度の骨格自体はなかなか変えにくいところがあると思われるが、その中でいろいろな意見を反映してほしいという切なる願いがある。そういう意味から、事務方との連携やフィードバックということからも所長が委員長になってもらえれば意見を反映してもらえるのではないかと感じている。

市民の意見を聴いて、フィードバックするという点で、委員会を運営していくことから、所長が委員長になるのがよいかと思う。

体験し、経験させていただくということで、所長に委員会を運営していただきたい。委員を導いていただいて、いろいろ教えていただき、新しい情報を流していただきたい。

所長が委員長になることについて、何の異論もない。

委員長は所長が相応しいという意見が大勢を占めているので、委員の互選により、千葉地裁所長の山崎委員を委員長に選任する。

以 上

(別紙 2)

(3) 新委員長就任あいさつ

ただいま当委員会の委員長に選任いただいたので、あらためて御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しいところ御参集いただき、御礼を申し上げます。当委員会は、平成15年11月に第1回の会合が持たれて以来、今日まで4年余りにわたり、大変有意義な活動を続けてきたものである。これは、ひとえに委員の皆様方の熱心な御参加、御協力の賜物であり、深く敬意と謝意を表する次第である。ことに法曹三者以外の有識者の委員の皆様方には、それぞれの御経験を踏まえて貴重な御意見、御示唆を数多くいただき、当地方裁判所の裁判運営や司法行政の運営に役立たせていただいている。重ねて御礼申し上げます。今後とも、委員の皆様方には、忌憚のない意見交換を行って頂き、率直な御意見を賜れば幸いである。さきほどの話の中でも、フィードバックをしっかりとやるようにとの声があったが、これが私を委員長に選任いただいた理由になっていると思われるので、この点についても微力を尽くしてまいりたい。よろしくお願い申し上げます。

以上

(別紙 3)

(4) 報 告 事 項

( : 委員長 , : 委員 , : 運営委員 )

議事概要の公開について

当委員会の第7回ないし第19回議事概要については、その内容について各委員の了承を得た上、下級裁ホームページに掲載するとともに、千葉社会部記者クラブ及び千葉民間放送テレビ記者クラブ加盟各社（千葉日報，共同通信，毎日，時事通信，産経，NHK，東京，読売，朝日，日本テレビ，TBS，テレビ朝日，フジテレビ，千葉テレビ）に交付する方法により公開された。

(別紙4)

(5) 意見交換

( :委員長, :委員, :運営委員等, :オブザーバー)

テーマ1「裁判員模擬裁判を傍聴しての感想等について」

2月25日、26日及び27日の3日間にわたり裁判員模擬裁判を実施したが、各委員に傍聴に来ていただき感謝申し上げます。傍聴いただいた委員から、御感想や率直な御意見を伺い、意見交換をお願いしたい。この模擬裁判に関わった岡田検察官、山下弁護士にオブザーバーとして御出席いただいている。本来であれば、模擬裁判を担当した裁判官にも出席してもらおうところであるが、法廷の都合で調整がつかず、本日は欠席となっている。ただ、古田委員が模擬裁判の関係を統括していたので、古田委員から説明をしてもらおう予定である。

それでは、復習の意味も兼ねて、今回の模擬裁判の概要を説明してもらおうこととする。

2月25日から27日までの3日間、法曹三者で行った裁判員模擬裁判においては、被告人森一郎に対する殺人被告事件を取り上げ、責任能力の立証の在り方が問題となる事件を題材とした。事件の概要は、被告人が殺意を持って、レンタカー会社の従業員の左背部を刃物で1回突き刺し、背面刺創による出血性ショックにより死亡させて殺害したとされる殺人事件である。この事件は、犯行時、被告人が心身喪失状態であったのではないかとということが争点となり、検察官は心身耗弱を主張し、弁護人は心身喪失を主張したものである。今回の模擬裁判は、被告人の責任能力が問題となったことから、千葉大学の精神科の医師に鑑定人役となっただき、わかりやすい鑑定書の作成と証人役としても出廷いただき、裁判員にわかりやすい審理を行ったものである。また、机上配布した「第7回裁判員模擬裁判日程表」及び「進行予定表」に従い実施されたものであるが、一部時間が押したところもあった。

傍聴された委員の皆様に、総括的な感想を伺いたい。

選任手続は別の日に行われたということで日程的にゆとりがあったのか、25日からの模擬裁判を傍聴して、事件は難しかったが、全体として裁判員に対し、ゆっくりとした説明がされていたと感じた。また、裁判員に対する説明内容もわかりやすく、法廷においても壁面に2台の大型モニターと二人に一台の小型モニターが裁判員席に設置され、見やすさも考慮されていた。今回は、ゆとりを持ってされたと思うが、判決宣告が予定時刻よりもずれ込むなどさらに時間がかかるとなると、裁判員も大変だと感じた。

裁判員が予め選出されており、最初のうちは少し急いだ感じを受けたが、全体と

しては、ゆっくりと進んだ感じを受けた。今回の題材は難しく、鑑定に簡易鑑定ともう一つ正式鑑定があって、そのどちらを採るのが問題であるということは理解できた。パワーポイントで説明されたのもわかりやすかった。これから裁判員裁判が始まると、裁判員も悩むことが多いのではないかと感じた。

模擬裁判を傍聴するのは2回目であるが、選任手続に半日取られない分、時間的にも余裕があったと思う。その中で、弁護人の被告人質問や証人尋問が長かった。尋問時間は調整しているものなのか。全体の流れからすると少し長かったように感じた。

公判前整理手続の際に、これだけの時間がほしいとの申し出があり、尋問時間を調整したが、短くできなかった。聞く方としては、あまりに長いと集中できない。

適宜、中間評議を行って、裁判官が裁判員に対し説明する時間をとっていたのが非常に良かったと思う。

裁判の結果を出すに当たり、裁判員は、事件の背景や法律の判断まではわからないと思うので、そういう意味で裁判員が検察官や弁護人の言っていることを聞いて、本当に判断できるのか難しいと感じた。

白黒をつけるのは専門家がやることだとすると、それを素人にできるのかと思う。専門家が補足説明したことが本当だと思ってしまう。そういったところが素人にどれだけできるのかという思いがある。

裁判員制度は、裁判員が裁判官と一緒に議論をしながら結論を導く制度であるから、裁判員に理解していただけるような審理をしなければいけない。果たして審理がそうなっているかが、今回の模擬裁判の検証テーマである。皆さん方が難しいと感じられたのであれば、まだまだやり方がまずかったのかもしれない。

ここで、検察官、弁護士及び裁判所が今回の模擬裁判でどのような点を考慮したか説明をしてもらおうこととする。まず、検察官はどうであったか。

これまでの模擬裁判で共通して目標としていることとして、冒頭陳述で事案全体をわかってもらうことがあるのと、今回は、責任能力が問題となっているので、それについてどういう事実、どういう証拠を見てもらえばよいかを考えた。証拠調べについては、取り調べに同意された証拠は、パワーポイントを使用してできるだけわかりやすくし、図面などについてはどのように見ればよいのかをわかるように説明した。調書については、なるべく不要な部分をカットして要旨を告知したのと、死因についての鑑定書は、それを読むだけでは難しくわからないので、報告書を作成して読んでわかるようにした。一番問題なのは、精神鑑定のところであるが、検察官の立証に使う簡易鑑定をパワーポイントを使用してわかりやすく説明した。鑑定人の尋問に際しては、できるだけ言葉をわかりやすくしようと努力したが、尋問を重ねていくうちに難しい言葉が出てしまったところが反省点である。論告についても裁判員にわかってもらえるように、言葉をやさしくしたのとポイントを絞って行ったが、どれだけ伝わったか気になるところである。

検察官がパワーポイントを使用して説明したのはどうであったか。

きれいに整理されていて、よくわかった。

証拠書類を法廷で取り調べる際に、朗読するのが基本的な形であるが、朗読して

どの程度裁判員に理解してもらえるかということが一つのポイントとなる。この点について、何か記憶に残っていることはあるか。

死因などを鑑定した鑑定書があるが、この鑑定書がわかりにくい。それをわかりやすくするために、検察官が一枚ものの報告書を作成し、それを提出したものである。わかりやすく、裁判員も理解できたのではないかと思う。

言葉の意味のことであるが、一般的に市民から問題解決について前向きに対応してくださいと言うと、行政は「検討します」と言う。行政の「検討する」は、「やらない」ことを意味するが、一般市民は、「解決してくれる」と取る。こういった言葉の行き違いがあるが、裁判員裁判では、一般市民が誤解しないように運営されているのか。

模擬裁判では、当事者が立証したことを裁判員が理解しているか、裁判官のほうでも注意しながら、休憩の際にいろいろと話をし、誤解していないかを確認したりしている。裁判官に対し、ここがわからないと率直に言っただけであれば、説明もできるし、当事者に対して、ここがわからないので、補充して立証してもらえないかと言うこともできる。実際の裁判員裁判でも、このような配慮をしていこうと思っている。

検察官委員、弁護士委員の意見はどうか。

法律用語とは少し違うが、先程の死因の鑑定に関して、医師というのはあまり断定的なことは言わない。例えば、凶器は、これくらいの刃物のようなものと考えるとき、矛盾はないとか、そういう言い方をする。今回、医師の尋問の中でも、なかなか断定的な言い方はしなかったと思う。我々は、医者というものは科学者として100パーセントこうだとはなかなか言えないので、こういった言い方をすることを知っているので、そういう前提で聞くが、一般の方が聞いた時には、この医師は自信がないとか、はっきり言わないから違うのではないのかとか、そういう捉え方をされかねないということを考えながら医師の尋問を聞いていた。

今回の題材は難しかったと思う。鑑定医がポイントとしているところを、尋問する人は、きちんと理解していたのか疑問であった。きちんと勉強しないと難しいと思った。

素人の方の裁判員制度に対するイメージとしては、外科の手術を医者と一緒にやってするくらいギャップを感じていると思う。また、十分理解をしていただけるかなというところもあり、裁判官が十分なリードをしないで結論を出さなければならぬので難しいかなと、また、気をつけなければいけないと思う。論告、求刑を聞いて、簡易鑑定が無能力ということであり、耗弱を合理的な疑いを入れるものとして本鑑定があるのに、何故有罪になるのか、これには驚いた。もし、判決が手に入れば、検討してみたい。

今回の模擬裁判で、弁護士として工夫された点はどこか。

おおまかに言うと、検察官と同じであるが、裁判員にわかりやすくしようということを第一のテーマとして活動した。冒頭陳述からパワーポイントを使用し、内容も詰め込み過ぎず、専門的なことには触れたりせずに具体的な主張の流れにとどめることとした。文字数の制限も考えていた。また、冒頭陳述から弁論までの流れの

中で、裁判員にわかりやすくするために、弁護側としてもう一つのストーリーを提示しようと考えた。本来であれば、検察官が主張している部分で、一部分でも、言い方は悪いがケチをつけて、この本鑑定があるではないかと、本鑑定が責任能力がないと言っている以上、それだけで無罪ではないかというような活動も考えられたが、裁判員がこの本鑑定のことをどのように理解してくれるかわからないし、それだけでは不安があるので、こちらのストーリーを裁判員に提示して、こういうストーリーも考えられるかなと思っていただければ、責任能力なしとできるのではないかとということで、本来なら必要ではない立証活動にも踏み込んでストーリーを仕立ててやった。その結果、被告人質問が長くなるとか、鑑定人尋問が長くなるとか不満が出る部分もあったが、裁判員にわかりやすくするという弁護方針は間違っていないと思った。また、被告人質問や鑑定人尋問の方法を、こちらも検討しなければいけないところがあると思った。被告人質問に関しては、被告人役をしていた者は普通の人であるが、統合失調症という設定なので、どうしても話が飛ぶということで、なかなかかみ合わないところがあるので、尋問時間が長くなるのは、事案の性質上やむを得ないところもあるかと思う。鑑定人尋問が長くなることについては、今回の鑑定書は、裁判員にわかりやすくするために短いものしか出ていないので、我々自身、鑑定書の内容を十分に理解できておらず、何故こういう結論になるのか理解できないところもあった。本来なら、理解できない部分について、鑑定人と打合せをして、鑑定人の言いたいところをわかりやすく聞き出すということが、我々の仕事であると思っているが、模擬裁判の時間的制約等もあるので、その部分ができなかった。メールでのやり取り等にとどまってしまった結果、鑑定書の内容の把握が十分でないままに、全体的なストーリーとどう整合性を持たせるかということに苦労した結果、尋問時間が長くなってしまったものである。弁論については、パワーポイントの使い方は冒頭陳述と同じようにやったが、検察官から論告骨子というものが出ているが、同じように弁論骨子で出した方が、裁判員はわかりやすかったのかなと思っている。

弁護人は、このような活動をしたということであるが、傍聴してどうであったか。

パワーポイントの中で、被告人が手を挙げてワーとやっているのは、精神障害者に見えるよう意図的にやったことか。

そうである。統合失調症でよくわからなくなっていることをイメージとしてパワーポイントに使ったものである。

イメージ的なものをどう扱うか、難しい問題である。

行き過ぎると誤った印象を与えることにもなる。

尋問が長いとの感想があったが、心神喪失という有利な鑑定が出ているのであるから、そう長く尋問する必要はなかったのではないか。

鑑定医には結論だけ言ってもらって、後は、検察官に鑑定書を読ませて、ポイントだけを聞くという方法もある。

鑑定書の書き方自体から何故事理弁識能力がないのかということが全くわからないということもあり、事前に裁判所の方から、裁判員に対し、責任能力についてこういった説明をすると聞いていたので、その説明を事前にされると鑑定書を前提に

しても、裁判員に被告人には責任能力があると思われてしまうという危機感があったので、異論の出るところではあるが、我々の判断としてあのような形になった。

わかりやすさという点で疑問に感じたところはないか。

最後に量刑を決める場面で、6年ということで決まったが、どのようにして決めたのか説明願いたい。

裁判所の意見は多数決で決めるが、量刑については、いろいろな意見が出てバラバラである。それぞれについて決を採ったら全部が少数意見になってしまう。そこで、一番重い刑の意見については少数であるが、もし、自分の意見が採用されなければ、その人は、次に重い刑の意見に賛成するだろうということで、次の意見に足していくわけである。それを過半数になるまで足し上げていって決めるやり方をするのである。

次に、裁判所として、冒頭手続での責任能力の説明や評議のやり方について考慮したことはあるか。

今回は、責任能力が問題になるということであったので、刑罰を課す前に責任能力が何故必要なのかを説明する必要もあり、また、責任能力とはどういうものかということも説明する必要があった。それで、冒頭手続があった直後の休廷中に、裁判員に責任能力とはどういうものかということの説明をした。問題となっている統合失調症と責任能力との関係について説明した上で、検察官、弁護人の冒頭陳述を聞いてもらった方が、冒頭陳述の内容をきちんと理解していただけるのではないかとことを考えたものである。また、立証の段階で、鑑定書を、心神喪失であるという結論部分の要旨の告知だけして取り調べ、実際に鑑定医に証人として出廷してもらい、統合失調症とはどういうものか、あるいは、鑑定書の内容はどのようなものであるかなどについてスライドを使用して説明してもらい、当事者に尋問してもらおうというやり方についても工夫をした。こういうことが、裁判員の理解に役立ったかという観点から御意見を伺いたい。

一般市民は、初めて聞く言葉であり、それを一度聞いて中身を理解できるか疑問である。3日間で自分で判断して結論を出すことができるのか難しいと思う。この制度は、何を基本としてこういうことをやるのか未だに疑問である。言葉としてはわかるが、それを当日聞いて理解して判断しろと言われると、私がもし裁判員になったら、難しいと思う。

裁判員制度については、ことあるごとに、いろいろな人に説明をさせていただき、御理解いただくようにしなければいけないと常日頃から思っているところである。今回の模擬裁判でも、場面場面でいろいろな言葉を使いながら説明していたように思う。

非常に本質的な疑問が出されたと思う。一般の方に刑事裁判に参加してもらうということは、常識的な判断をしていただくことを期待してのことであり、日常的に行っている常識的な判断をしていただくことが刑事裁判にプラスになるという信念で法律が作られているはずである。そのこと自体に賛否両論はあるかと思うが、新しい刑事司法を始めてみようということで制度が作られた。今の段階は、そういう制度の趣旨に沿った一番いい審理をやるのにはどうすればよいかということを経

家が模索しているところである。

模擬裁判が終わった後に、裁判員役の方々から意見を聞くことはあるのか。

模擬裁判終了後、意見交換を行っている。また、アンケートに記入をしていただいている。

裁判員役の方々から、私のような意見はなかったか。

自分たちは理解できたが、理解できない人もいるのではないかという意見もいただいている。

本日出席のオブザーバーの方々も意見交換会に出られていたが、裁判員役の方々の意見を聞いてどのように感じられたか。

理解されていると思った。言葉が難しいということは、問題にはなっていなかったように思う。

今回の裁判員役のほとんどの方は、きちんと理解してやっていただいたと思っている。実際の裁判員の中に、今回のような方が何人入るのか疑問であることから、今後の模擬裁判でも理解できない方への対応について、考えなければいけないと思う。

今回の裁判員役の方々は、裁判官と同じような議論を困難なくされていたという印象を受けた。実際の裁判員裁判では、このようにはいかないと思われるが、いかがか。

模擬裁判の裁判員役を体験したが、どれが正しいか見極める場面に立たされると、素人であるので難しく、最後の量刑でもそうで、3日間が終わると精も根も尽き果てるという感じであった。自分の判断が本当に正しいのかどうか、今回の模擬裁判よりももっと時間をかけて納得しないと終わらないという感じでやったので、人間が本来持っている善悪の判断をしようとする気持ちが自然に沸いてきた。私は、一般人であるが、このように感じた。

模擬裁判の裁判員役を体験されたほかの委員はどうか。

裁判員役を体験して本当に緊張した。いきなり法廷に立ち会うこととなるので、休廷を適宜取ってもらおうと裁判員も落ち着くと思う。休廷中に、裁判官からこういうふうに考えるなどと説明してもらわないと、裁判員はよく理解できずにずるずると審理が終わってしまうと思う。また、休憩時間も必要である。実際の裁判員裁判では、緊張で気分が悪くなるとか、裁判所に行きたくなくなる裁判員が出るなどいろいろなことが想定できると思う。証拠でも生々しいものを見て、精神的に不安定になることもあるかと思う。

今回の模擬裁判で、評議については、裁判所としてどのようなことを配慮したか。

裁判体としては、全裁判員に理解してもらえるようにすることを配慮したとのことであるが、時間をかけすぎたのが反省点でもある。裁判員の皆さんに御理解いただくことと、評議をする時間とのバランスの取り方が難しいと裁判体は言っていた。裁判員は、自由に発言していたという印象を持たれたか。

評議の段階では、難しい言葉の意味を誰が説明するかによって理解も違ってくると思われる。職業裁判官がこれはこういうものだと言ってしまうと、一定の考え方を押しつけることにもなりかねないのではないか。今回の模擬裁判で一番問題とな

ったのは「弁識能力」と思われるが、鑑定人は、被告人の弁識能力について、人を殺してはいけないというお題目を持っているだけではだめだということで、今、人を刺そうとしている時に、やっていいのか悪いのかが、本当に頭の中であって、止めなければいけないというものがないのではないかと、そういう鑑定の出し方をしている。そうすると、そこに一つの鑑定人のスタンスが出ており、そうでない鑑定をする医師もいるとして、裁判官がああ鑑定人はこういう意見だけれども、ほかのことを言っている医師もいると言ってしまうといいものか。誰が後ろにある情報を裁判員に提供するかについては、証拠を出す際などに検察官や弁護人が出すのがよい。先程、弁護人役の方も言っていたが、事前に十分な準備ができていれば、弁識能力について、鑑定人尋問の時に、この人は一般的にはいけないということはわかっているが、人を刺そうとしている時に、これは悪いことだという気持ちになる状況だったのかどうか、尋問の仕方を工夫して自分側の立証に役に立つ証言をうまく引き出すことができるので、それが必要であると思った。事前にじっくり時間をかけて準備をすれば、鑑定人が本当に言いたいことがわかるのではないかと。

二つの鑑定があって、どちらが信用できるかということの評議しなければいけないが、評議の場でそれを議論するという事はなかなか難しい。そういう意味では、尋問の中で浮き上がってくれば尋問に出てきていたからということになり、判断をし易かったと思う。簡易鑑定の時にあったという妄想が、行為時にあったのかという観点の尋問は具体的にはなされていない。その辺の関係の尋問はしておいてほしかったと思うし、認識と違法性の意識の関係を浮き上がらせるような形で尋問をしてもらえれば、評議はもっとやりやすかったのかなと思う。

今述べられたことは、法曹三者の反省会で議論することとしたい。裁判員にわかりやすい審理はどうあるべきかということであるが、今回の模擬裁判の素材が非常に難しいことから、審理のあり方の問題に、素材のわかりにくさが被さってしまったという印象である。精神鑑定自体が、素人であるが故にわかりにくいものであり、また、それを法的判断に結び付けることも難しい。今回の模擬裁判は、法律家にもやりにくかったケースだと思う。模擬裁判は、いろいろな実験を行い、わかりやすい審理を追求するという一つの試みである。本日、伺った意見を踏まえ、法曹三者が協力してわかりやすい審理のあり方の検討を進めていきたい。

## テーマ2「裁判員制度に関するより効果的な広報の手法等について」

今年の9月ころから、裁判員候補者名簿の調製が始まるが、名簿の調製から裁判員が選任されるまでの過程を御説明させていただくこととする。

裁判員は、衆議院の選挙権を有する者の中から選ばれることになっており、地方裁判所の管轄区域内の市町村の選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている方から選ばれる。9月1日までに、地方裁判所から、管轄区域内の市町村の選挙管理委員会に対し、翌1年間の裁判員候補者として、必要な割当て人数を連絡することになっており、千葉県の場合は、年間の裁判員対象事件数は270件程度であること

から、それに見合った人数ということで、2万7000人程度を登載した名簿を作成することとなる。市町村の選挙管理委員会では、くじにより候補者予定者を選定した上で、裁判所に対し、裁判員候補者予定者名簿を送付することとなる。この裁判員候補者予定者名簿に基づき、裁判員候補者名簿を調製し、名簿に登載された候補者の皆様に対し、登載されたという通知と予備調査票（就職禁止事由等を調査するもの）を12月ころに裁判所から送付することとなる。

来年、裁判員制度が始まって、裁判員対象事件が起訴されると、事件ごとに候補者名簿の中から抽選で裁判員候補者を50人から100人程度選定し、選定された候補者の皆様に対し、裁判所から、呼出期日の6週間前までに呼出状と事前質問票を発送することとなる。

呼出期日にお越しいただくと、当該事件の被告人と関係がないか、公平な裁判をしていただけるかどうかなどについて、検察官、弁護人の立ち会いの下、裁判長から質問をさせていただき、選任しないと決定された候補者を除いた候補者の中から、6人の裁判員、補充裁判員を選任することとなる。

このような流れであるが、質問票などいろいろと記入していただくものがあるが、国民の皆さん方にできるだけ御負担をかけないようにしたいということで、裁判員に選任される可能性のない方は、裁判所にお越しいただかなくて済むように回答していただくものである。候補者として裁判所にお越しいただいた方、裁判員や補充裁判員をやっていた方には、旅費・日当をお支払いすることになっている。

次に、委員の皆様からいただいた御意見を参考に実施した広報の内容、計画について御説明させていただきます。

裁判所が実施した広報行事の内容及び今後の計画等は、次のとおりである。

## （裁判員制度広報結果について）

### 1 夏休み広報行事

- (1) 行 事 名 『裁判員ってなあに?!～親子で裁判員を体験してみよう～』
- (2) 日 時 平成19年7月30日(月)、31日(火)及び8月21日(火)、  
23日(木)
- (3) 場 所 千葉地方裁判所301号法廷等
- (4) 参 加 者 県内の小学校4～6年生及び保護者、合計240人
- (5) 概 要 裁判所の解説ビデオ上映、裁判員模擬裁判、裁判員制度 ×クイズ  
の実施、裁判官用法服の試着等

### 2 千葉マリスタジアムにおける広報活動

- (1) 日 時 平成19年8月14日、15日
- (2) 概 要 球場入口にテントを設置し、テント内で裁判員制度 ×クイズ、映画DVDレンタル、映画パンフレット配布を行ったほか、テント周辺において来場者に広報行事チラシ、広報用グッズ(うちわ2000本)

を配布

3 「法の日」週間広報行事

- (1) 行事名 『裁判員を体験してみよう！！～「法の日」週間イベント2007～』
- (2) 日時 平成19年10月13日(土)午後1時30分から午後4時まで
- (3) 場所 千葉市文化交流プラザ(旧ば・る・るプラザ千葉)「大ホール」
- (4) 参加者 約240名
- (5) 内容 職員等による模擬裁判の実演，模擬評議，質疑応答

4 ミニフォーラム

- (1) 行事名 『裁判員を体験してみよう！！～知ろう 語ろう 裁判員制度 in ~』

(2) 日時等

支部	開催日	会場	参加人数	法曹三者
木更津	10月13日(土) 13:30～16:30	木更津市民会館	約100人	小宮山支部長，木目田裁判官，田中裁判官，岡田裁判官，佐山次席検事，大家弁護士(副会長)
八日市場	11月10日(土) 13:30～16:30	匝瑳市公民館	約120人	加藤支部長，西本支部長検事，小林弁護士
館山	12月15日(土) 13:30～16:30	館山市コミュニティセンター	47人	田中支部長，西尾支部長検事，村松弁護士
佐原	12月15日(土) 13:30～16:30	佐原市中央公民館	61人	上村支部長，片岡交通部長，外山弁護士
一宮	1月19日(土) 13:30～16:30	茂原市役所市民室	62人	大澤支部長，山下総務部長，大家弁護士(副会長)
松戸	2月2日(土) 13:30～16:30	けやきプラザ研修室(我孫子)	72人	志田支部長，山下刑事部長，鈴木勝之弁護士
佐倉	2月16日(土) 13:30～16:30	ミレニアムセンター一佐倉	87人	竹内支部長，作田裁判官，森総務部長，黒葛原歩弁護士
千葉	3月8日(土)	千葉市民会館	88人	山崎所長，根本裁判

	13:30～16:30		官，増田検事正，深山検事，山下弁護士 会会長
--	-------------	--	---------------------------

- (3) 内 容 模擬選任，DVDによる審理場面の上映後に模擬評議，質疑応答

## 5 冬休み広報行事

- (1) 行 事 名 「書き初め作品募集」  
(2) 対 象 千葉市内の小学校4～6年生  
(3) お 題 「司法に参加」(4年生)， 「活発な評議」(5年生)，  
「裁判員制度」(6年生)  
(4) 表 彰 等 各学年から「所長賞」及び「優秀賞」を選定する(計6作品)。  
「所長賞」及び「優秀賞」の作品を事務棟1階ロビーに展示する。  
受賞者について「ミニフォーラムin千葉」(3月8日開催)に会場  
してもらい，表彰式を実施(記念品等贈呈)する。

(今後の裁判員制度広報について)

### 1 憲法週間広報行事

- (1) 日 時 平成20年5月10日(土)午後1時30分から午後4時30分  
まで  
平成20年5月13日(火)午後6時30分から午後9時まで  
(2) 場 所 船橋市勤労市民センター「ホール」  
千葉市文化センター「セミナー室」  
(3) 定 員 約250人  
約80人  
(4) 概 要 模擬裁判，模擬評議(裁判員は一般参加者)，質疑応答等  
裁判員制度広報用映画上映，裁判員制度概要説明，質疑応答

### 2 夏休み広報行事

企画検討中

裁判所が実施した広報行事の内容及び今後の計画等は以上のとおりであるが，何か御質問はあるか。

行政の広報誌に裁判員制度広報を載せてもらうという計画はないのか。

自治体への働きかけが一番遅れているところであり，ご指摘のとおり，「市政だより」等の行政の広報誌に載せていただくことは，有効な手段であると考えているので，早急に働きかけをすることとしたい。

裁判員制度の広報については，次回以降もいろいろと御意見を伺うこととしたい。

## テーマ2「DV防止法の観点について」

それでは、最後に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定される事件について説明をさせていただき、その後、委員の皆様から御意見を伺うこととしたい。千葉県は、DVの相談支援体制の整備を図るために、地域配偶者暴力相談支援センターにDV相談のための専任職員を配置するなど相談支援体制の強化に特に力を入れているようである。それでは、当裁判所民事第4部の総括主任書記官及び担当主任書記官から御説明させていただく。

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要、千葉地裁における事件処理状況等について説明した。)

却下とか取り下げられるケースがあるとのことであるが、これらは、どのようなケースか。

却下されたケースとしては、例えば最近は暴力がなくなっていて、何年か前の暴力に基づいて申立てをされたとか、申立てをされてから、申立人と相手方が別居状態になり、今後は暴力を受ける可能性が低いケース、申立人が主張する暴力が、証拠等から認められないケースである。取り下げられたケースとしては、法律の保護の対象となるのは、配偶者、あるいは内縁関係にある男女ということになるが、内縁関係を満たさない男女からの申立てがあったケースである。

申立てをされる方は、警察や相談支援センターに相談してから申立てをしているのか。

警察や相談支援センターに事前に相談に行くことが申立ての要件になっており、ほとんどのケースにおいてどちらかの機関、あるいは双方の機関に相談されている。相談に行かずに被害者が配偶者に暴力を振るわれたと公証人の前で宣誓をして申立てをするケースは一件もない。

各委員のほうから何か質問や御意見はないか。

申し立てる時は、弁護士などがついていなくても自分自身でできるのか。

ほとんどのケースは、本人が申立てをしている。

事前に警察や相談支援センターに相談することなく、直接裁判所に来た方についてはどうするのか。

警察や相談支援センターに相談してから来てくださいと説明している。

警察や相談支援センターを経由してこないと、申立人の言い分だけではなかなか判断しにくいというところがあり、本当にそうなのかを確かめないと命令が出せない。きちんと審査しようとするれば、証拠を出していただく必要があり、時間もかかることから、迅速な救済のためにそのような手順が予定されているものと思われる。

警察や相談支援センターに事前に相談していないと、保護命令が発令された段階で、警察や相談支援センターが状況を把握していないこととなり、被害者が加害者とすぐに接触してしまうという可能性もあり、警察にも情報提供をして連携が取れていないと安全が確保されないということもある。

裁判所も行政との連携を取っていく必要があるということである。関係機関とのやり取りの状況は、どのようなものか。

県、市民センター、児童相談所等については、被害者対策の連絡会を年に二、三回開催しており、裁判所もオブザーバーとして参加し、意見交換をしている。また、本年度は、法律が改正されたということもあり、新法の手続について関係機関の連携が必要であると考え、県、相談支援センター、県警本部と打合せをし、情報提供をした。

命令を出しても実質的に保護されないといけないので、行政との連携は大事である。ただ、却下をしなければいけないケースもあり得るので、裁判所は、中立な立場で申立てを判断をしなければならない。行政と完全に一緒には動けないという限界もある。

申立人の救済のために、速く審理し、速く命令を出さなければならないが、実情はどうか。

申立てをしたその日に、裁判官が申立人から事情を伺い、申立人が再度裁判所に来るといふ負担をかけないようにしている。また、申立日からなるべく近いところに期日を指定して、相手方を呼び出し、迅速に発令できるよう処理をしている。

相談支援センターの業務の中に、相談、カウンセリング、一時保護、情報提供・連絡調整とあるが、一時保護というのがいわゆるシェルターというもので、施設としては別のところにあるのか。

相談支援センター内にある。県内では保健所が相談支援センターを兼ねているが、そこには宿泊施設はない。それ以外のサポートセンターという中心的な役割を果たしている機関については、宿泊施設がある。

どれくらいの期間、そこにいることができるのか。

発令までと聞いている。

命令違反はあるのか。

中にはあると警察から聞いている。また、申立人の方が相手方と接触をして、それで事故にあってしまうケースもあると聞いている。

サポートセンターは、市に1箇所あるのか。

千葉県では1箇所、千葉市にあり、県の施設である。

千葉市以外の市は、保健所が相談支援センターを兼ねているということか。

そうである。

裁判所に直接来た人に対しては、まずは警察や相談支援センターに相談するように説明するということであるが、相談支援センターの場所や手続などをお知らせするパンフレットなどは備え置かれているのか。

簡単なパンフレットと電話番号などをお知らせし、相談に行っていただくようにしている。パンフレットは、民事第4部の保全係に備え置かれている。

以上